

平成30年8月10日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：平成30年8月10日（金）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：高森町役場 第1. 2委員会室

3、出席委員

1番	矢津田 勇次	2番	岡本 房雄	3番	白石 博昭
4番	竹内 辰三	5番	古庄 謙一	6番	三森 一男
7番	田上 七十三	8番	松尾 治実	9番	宇藤 元志
10番	下田 安己	11番	城井 若生	12番	林 淳一
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員：3番 白石 博昭、9番 宇藤 元志

5、議事日程

- | | | |
|----|-------|---|
| 第1 | 議第17号 | 議事録署名委員の指名に関する件 |
| 第2 | 報告第5号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 第3 | 議第18号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件 |
| 第4 | 議第19号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（案）の承認に関する件【中間管理】 |
| 第5 | 議第20号 | 農業委員の辞任に関する件 |
| 第6 | 議第21号 | 農業委員会会長の互選に関する件 |
| 第7 | 議第22号 | 農業委員会会長職務代理者の互選に関する件 |

6、農業委員会事務局職員

局長 荒 牧 久
係長 芹 口 孝 直
係 安 方 含

事務局長 それでは、本日は高森町農業委員会委員14名のうち12名の方が出席されておられます。

高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数を超えておりますので、本日の総会が成立することを御報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、会長が議長になるとされておりますけれども、本日、会長が欠席をされておりますので、職務代理者の規定により、職務代理者の城井さんのほうに議事の進行をお願いしたいと思います。

まずは、城井さんのほうから御挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、こんにちは。

盆前の忙しい中、そしてまた暑い中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日は職務代行というようなことでここに座らせていただいておりますが、慣れないことでございますので不足もあるかと思っておりますが、よろしく申し上げます。また、会長の動向は説明があるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。

「議第17号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員に関する件。

本委員会の決定に附する。

平成30年8月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 議事録署名でございますが、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 議長に一任。

議長 一任ということで、10番の下田委員、それから林委員にお願いします。

「報告第5号」

これは相続案件ですので、事務局のほうから説明をいたします。

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

平成30年8月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

内容について、事務局から説明させていただきます。

4ページをお開きください。今回報告する案件は2件になります。

まず、4ページの番号1、4ページから6ページにかけてです。補足資料は、2ページから4ページです。こちらになります。

続きまして、番号2、6ページのとおりとなります。補足資料は、5ページになっております。

議長 説明をいただきましたが、報告第5号につきまして、1、2と報告がありましたが、御意見ございませんでしょうか。

(複数委員) 異議なし。

議長 意見はないということでございますので、報告どおりとさせていただきます。

「議第18号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。
別紙のとおり本委員会に報告する。

議長 平成30年8月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。
では、担当委員さんの岡本さん、よろしく申し上げます。

2番委員 議第18号、農地法第3条審議資料。
番号1、内容のほうは、8ページ、9ページ、10ページ、11、12ページです。補足資料のほうは、7ページ、8ページ、9ページになります。よろしく申し上げます。

議長 18号につきまして、何か御意見はございますでしょうか。筆数が相当ありますので。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。ないようでございますので、承認をいただいたものといたします。

「議第19号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認に関する件【中間管理】。

別紙のとおり本委員会に報告する。

平成30年8月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

こちらは、基盤法ということで、事務局から説明させていただきます。

14ページの利用権設定各筆明細をご覧ください。こちらは、以前、中間管理機構を通した売買ということで農業公社から利用権設定を受ける方に売買されるものとなります。

番号1は、14ページのとおりです。補足資料は、11ページ、12ページのとおりとなります。

議長 これは公社を経由しての売買になっております。担い手に渡すということで、こういう形になっているそうです。何か御意見ございますでしょうか。

(複数委員) 異議なし。

議長 はい。それでは、承認をいたしたいと思えます。

次は、今日追加で出てまいっております分になりますが、議第20号。

「議第20号」

事務局	今回配らせていただいた追加議案です。こちらをご覧ください。 議第20号、農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定による高森町農業委員の辞任に関する件。 本委員会の決定に附する。 平成30年8月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。
議長	辞任届がここに出ております。私は、高森町農業委員会の委員を8月31日付けで辞任したく、ここに届け出ます。 平成30年8月10日、阿蘇郡高森町大字色見1872番地、宇藤元志、ということでございます。
事務局	今、読み上げられたのが辞任届です。
議長	辞任をするときに認めるか認めないかをこの会に諮らなければなりませんので、説明を事務局のからお願いしたいと思います。
事務局長	それでは、事務局から、この農業委員会法の第13条、委員は正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て、委員を辞任することができるのとあります。よって、この農業委員会で同意を得れば辞任することができるというふうになっておりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。
議長	今、説明があったように、協議をして過半数を得れば認めるということになっておりますが。
13番委員	辞任理由といたしますか、何か、体調不良で単なるそこだけの問題ですか。
事務局長	それでは、御説明を申し上げます。 会長におかれましては、体調不良により、今後の事務、会長としての仕事ができないということの理由で辞任したいというような意向を伝えておられます。実際、入院をされておりますので、そういった健康、体調不良というのが理由というふうに御本人から私たちのほうにはその旨伝えられておられます。 以上です。
議長	我々一般の委員と違って、郡の会長も、要職をやっておられます。非常に厳しいところではありますけれども、本人の体調を聞いてみると、かなりよろしくない。先ほど聞いた話では、かなり具合が悪いというようなことでございます。皆さん御存じのように痩せて、相当きついんだらうと推測をされるわけです。本来なら続けてほしいが、そのへんを勘案すると、いかがかなというような気はしています。
8番委員	実際、最近見たけど、大丈夫かなというぐらい痩せていた。尋常な痩せようじゃなかった。
議長	こういった事情だから、個人としては認めざるを得んのかなと。
13番委員	体調不良といえ、それはもちろん本人が一番きつい立場でもあ

る。それはもう無理してもどうしようもない。それはもう回復を願うしかない。

議長 では、どうしましょうか。認めるという方向で、しょうがないんですかね。それでいいですか。

(複数委員) 異議なし。

議長 それでは、申し出のとおり、委員会としては全会一致で認めたということで、次は町長のほうにこの結果をもって行って、最終的には承認するというような形になると思います。

それでは、その申し出のとおりにさせていただきます。

「議第21号」

事務局 農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定による高森町農業委員会会長の互選に関する件。

本委員会の決定に附する。

平成30年8月10日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

議長 今、会長の件で話がありましたが、あと半年任期がありますので、聞いたときには職務代理者でやっていけばいいのかなという気持ちでおりました。今日お話を聞いてみたら、それでは具合が悪いということで、その説明をさせたいと思います。

事務局長 まず、会長の互選ですが、これは農業委員会法第5条第2項の規定に、会長は委員が互選した者をもって当てるという規定がございます。また、職務代理者につきましては、会長が欠けたとき、または事故があるときは委員が互選した者がその職務を代理するということになっております。

この会長の互選ですが、この農業委員の改選が来年の3月となっております。職務代理者としては1カ月ぐらいただったら職務代理者が代行して会長の責務を賄うということで、解釈すればいいとは思いますが、不在の期間が長いです。農業会議のほうからは新たな会長、そして職務代理者を設置したがよいという意見を受けておりますので、今回この議案によって、会長、それから職務代理者を決めていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

議長 今説明があったように、そういったことの指導があったのであれば、本委員会としてはそれに則って、あと半年間、このメンバーで乗り切って行かねばならんわけですね。補充は実質的に難しいということでございますので、このメンバーで来年3月まではやっていかねばいかんだろうという中で、会長と職務代理者は決めると。だから、結局この中で決めなければいかんわけですので、この場で何らかの形で決したいと思っておりますけれども、どういう方法がよろしいでしょうか。

1 3 番委員 宇藤会長のもとの職務代理者は城井さんが今日は代行してお願いしてありますが、次期会長につきましては、城井さんのほうにお願いして、会長の職務代理を残りの方で皆さんの互選で決めたらどうだろうかというような気持ちがしておりますが、いかがでしょうか。

(複数委員) 賛成。

1 3 番委員 議 長 そういうことで、城井さんに会長はよろしく申し上げます。あと半年、そういうことであるなら、そして年齢的にも上だし、もう仕方がないかなと思いますので、御協力をよろしく申し上げます。

(複数委員) よろしく申し上げます。

議 長 「議第 2 2 号」

事 務 局 農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定による高森町農業委員会会長職務代理者の互選に関する件。

本委員会の決定に附する。

平成 3 0 年 8 月 1 0 日提出、高森町農業委員会会長 宇藤元志。

一つ補足で忘れておりました。会長の任期は、8 月 3 1 日までは宇藤元志さん。9 月 1 日からは城井若生さんとなっておりますので、宇藤元志さんの名前に訂正をお願いします。

議 長 はい。訂正をお願いします。

先ほどの 2 1 号でも話が出ましたが、職務代理者の互選はこの場でとの話でございましたので、選んでいただければなと思います。

事 務 局 参考までに、各委員さんの任期をお知らせしたいと思います。松尾治実さんが 2 期、下田安己さんが 2 期、城井若生さんは会長ですので、あと団体推薦にはなりますが、林淳一さんが 2 期、吉良山友二さんが 3 期、その他の方は全て 1 期の任期となっております。

1 2 番委員 できれば、団体推薦よりは、一般の松尾さんか下田さんのほうにしていたらいいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議 長 今、林委員からもお話がありましたが、共済は何か任期が我々一般の者とは違うとやろう。

1 2 番委員 今期からは一緒になっています。その団体がずれても、そうせんと昔のようにずれた形ですと、また変なことになるけんですね。

議 長 今、林委員のほうから、できれば団体代表じゃないところからの意見でございますが。一番いいのは、私がしますという人が一番よいのですが。

決まりましたでしょうか。それでは、職務代理者に関しては下田安己委員ということで決定、よろしいですね。

(複数委員) はい。

議 長 この度、たいへん皆さんには御迷惑をおかけしましたが、今日の
 案件は全て終了いたしました。
 お疲れでございました。
 以下余白

平成30年8月10日高森町農業委員会総会の議事録
であることを、会議顛末を誌し署名捺印する。

高森町農業委員会

議 長

署名委員

署名委員